



運輸業の許可を新規に取得したい、これから運輸業を始めようとお考えの方に、運輸業について簡単に説明をしたいと思います。

まず、運輸業は貨物自動車運送事業法に定めがあります。その中で運輸業には種類があり、どのような場合に許可申請が必要なのか、紹介します。

・ 運輸業の種類

① 一般貨物自動車運送事業

他人の需要に応じ、有償で自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。以下同じ。）を使用して貨物を運送する事業をいいます。

一般の者の需要に応じること、特定の者の需要に応じること問いません。

要は、会社や個人から荷物の運送を依頼され、自動車を使用して運送し、運賃を受け取ることができる事業をいいます。

② 特定貨物自動車運送事業

特定の者の需要に応じ、有償で自動車を使用して貨物を運送する事業をいいます。

③ 特別積合せ貨物運送

一般貨物自動車運送事業として行う運送のうち、営業所その他の事業場において集貨された貨物の仕分を行い、集貨された貨物を積み合わせて他の事業場に運送し、当該他の事業場において運送された貨物の配達に必要な仕分を行うものであって、これらの事業場の間における当該積合せ貨物の運送を定期的に行うものをいいます。

④ 貨物自動車利用運送

一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者の行う運送（自動車を使用して行う貨物の運送に係るものに限る。）を利用してする貨物の運送をいう。

荷主から依頼を受け、自己の責任において、他の運送事業者に運送委託する場合をいいます。

この他にも、バスやタクシーの事業を行う上で許可が必要となる旅客自動車運送事業があります。最近では介護タクシー事業も注目されており需要が高くなっているのが現状です。

そして、次は一般貨物自動車運送事業の許可要件について説明したいと思います。
申請者の形態（法人、個人）や状況（事業所施設の内容等）により申請内容が変わりますので、ご相談ください。

・ 一般貨物自動車運送事業許可の公示基準（近運自貨公示第5号）

1.	営業所	①	規模が適切であること。
		②	農地法、都市計画法、建築基準法等関係法令に抵触していないこと。
		③	使用権限を有すること。
2.	最低車両台数	①	営業所毎に配置する事業用自動車の数は種別ごとに 5両 以上とすること。
		②	けん引車、被けん引車を含む場合の最低車両台数の算定方法は、けん引車+被けん引車を1両と算定。
		③	霊きゅう運送、一般廃棄物運送、一般的に需要の少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。）の地域における事業については、①に拘束されないものであること。
3.	事業用自動車	①	計画車両の大きさ、構造等が輸送する貨物に適切なものであること。
		②	使用権限を有するものであること。
4.	車庫	①	原則、営業所に併設するものであること。併設できない場合（近畿では営業所から、10km又は5km以内。）は地域にもよるので要確認が必要です。
		②	他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
		③	車両と車庫の境界及び車両相互間の間隔が50cm以上確保され、かつ、計画車両数全てを収容できること。
		④	農地法、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。
		⑤	前面道路については、原則、道路幅員証明書により、車両制限令に適合すること。
		⑥	使用権限を有するものであること。
5.	休憩・睡眠施設	①	原則、営業所又は車庫に併設するものであること。
		②	乗務員が有効に利用することができる適切な施設であ

		ること。
		③ 乗務員に睡眠を与える必要がある場合には、少なくとも同時睡眠者1人当たり2.5㎡以上の広さを有するものであること。
		④ 使用権限を有するものであること。
		⑤ 農地法、都市計画法、建築基準法等関係法令の規定に抵触しないこと。
6.	運行管理体制	<p>車両数及びその他の事業計画に応じた適切な員数の運転者を常に確保し得るものであること。</p> <p>⚠ 注意ポイント！</p> <p>ここでいう運転者とは、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第2項において定められており、以下の要件に該当しないことが必要です。</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; background-color: yellow; padding: 10px; text-align: center;"> <p>①</p> <p>1. 日々雇い入れられる者</p> <p>2. 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者</p> <p>3. 試用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）</p> </div> <p>② 選任を義務づけられる員数の常勤の運行管理者及び整備管理者を確保する管理計画があること。</p> <p>③ 勤務割及び常務割が平成13年8月20日国土交通省告示第1365号に適合するものであること。 (厚生労働省労働基準局より、トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント参照)</p> <p>④ 運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。</p> <p>⑤ 車庫が営業所に併設できない場合には、車庫と営業所が</p>

7.	資金計画		常時密接な連絡をとれる体制を整備するとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。		
			⑥	事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則に基づく報告の体制について整備されていること。	
				⑦	積載危険物等の輸送を行うものにあつては、消防法等関係法令に定める取扱資格者が確保されていること。
		③	イ ロ ハ ニ ホ ヘ		① 所要資金の見積もりが適切なものであること。
				② 所要資金の調達に十分な裏付けがあること、自己資金が所要資金に相当する金額以上であること等資金計画が適切であること。	
				自己資金が、申請日以降許可日までの間、常時確保されていること。	
				車両を購入する場合 分割の場合、頭金及び6ヶ月分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格（消費税含む。）	
				リース契約する場合 リース料の6ヶ月分	
				車両以外の固定資産所有する場合 分割の場合、頭金及び6ヶ月分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格。	
				借入する場合 賃借料（敷金、権利金、保証金等を含む。）の6ヶ月分。	
自動車損害賠償責任保険（共済）料 1年分					
一般自動車損害保険（任意保険）料 1年分（対人、対物、爆発保険等について適切な保険料であること。）					
ホ 施設賦課税 自動車税、重量税の1年分及び自動車取得税。					
ヘ 運転資金 人件費、燃料費、油脂費、修繕費及びその他の費用、各2ヶ月分。					

8.	法令遵守	①	貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令知識を有し、かつ、その法令を遵守すること。
		②	健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下、社会保険等という。）に基づく社会保険加入義務者が社会保険等に加入すること。
		③	貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反により、申請日前3ヶ月間（悪質な違反については6ヶ月間）又は申請日以降に、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人であり、その処分を受ける原因事項が発生した当時、その法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）でないこと。
		④	新規許可業者に対しては、許可書交付時等に指導講習を実施するとともに、事業開始後6ヶ月以内に実施される地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の適正化事業指導員による巡回指導によっても改善が見込まれない場合等には、運輸支局（運輸監理部を含む。）による監査等を実施するものとする。
9.	損害賠償能力	①	自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済に加入する計画のほか、一般自動車損害保険（任意保険）の締結等十分な損害賠償能力を有するものであること。
		②	石油等、化成品類又は高圧ガス類等の危険物の輸送に使用する事業用自動車については、上記①に適合するほか、当該輸送に対応する適切な保険へ加入する計画など、十分な損害賠償能力を有するものであること。
10.	許可に付す条件	①	（2）③に該当する事業については、車両数について特例を認めることとし、許可に際して当該事業に限定するなどの条件を付することとする。
		②	許可後1年以内に事業を開始する旨の条件を付することとする。
		③	運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付することとする。

以上のように、様々な要件をクリアする必要があります。